

誓 約 書

申請者が、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約する書面

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (以下条例という) 第8条第1項第1号に規定する欠格要件

ア この条例又は鹿沼市きれいなまちづくり推進条例 (平成15年鹿沼市条例第30号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る鹿沼市行政手続条例 (平成9年鹿沼市条例第16号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第19条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 第20条の規定による必要な措置を完了していない者

オ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む)がアからオまで又はキのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人 (注1)のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの (注2)

(注1)鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下規則という)

第4条の2 条例第8条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(注2)規則4条の3 条例第8条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

第4条の3 条例第8条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (3) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4) 法第7条の4第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条にお

いて同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)

- (5) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (6) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(商人以外の者)にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が第1号から前号までのいずれかに該当するもの
- (9) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (10) 個人で使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名 印

(法人にあっては名称及び代表者の名前)

参考①-2 (第8条関係)

誓 約 書

申請者が、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条第1項第9号及び第10号に該当しないことを誓約する書面

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下条例という）第8条第1項第9号及び第10号に規定する欠格要件

- (9) 特定事業において改良土を使用していないこと。
- (10) 特定事業に使用される土砂等が栃木県内で発生したものであり、かつ、土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、周辺住民等の生活の安全又は生活環境の保全に著しい支障が生ずる場合は、この限りでない。

申請者は、上記鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条第1項第9号及び第10号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の名前)